

研修会へのお申し込みは、ホームページからのご利用にご協力ください。

研修会・ 講演会名	<民事法務部> 研修会申込番号：(民18-09) 民法（相続法）改正についての研修会〈全2回〉 第1回 民法（相続関係）改正 I (配偶者居住権の新設、遺産分割等に関する見直し)
内 容	3 ページ以降をご参照ください。
日 時	第1回 平成31年1月15日(火) 15:00~17:00 (受付14:30)
会 場	本会大会議室 (横浜市中区山下町2番地)
講 師	篠森 大輔 氏 (神奈川大学 法学部 教授)
費 用	無料
申込期限	平成31年1月8日(火)
対 象 者	神奈川県行政書士会会員
定 員	80名
備 考	ファックス又はホームページよりお申込みください。 全2回の開催予定ですが、今回はそのうち 第1回 について参加者を募集いたします。 全回参加を条件としておりませんので、どちらか一方の回のみ参加も可能です。 したがって、各回独立した募集とさせて頂くため、次回を参加ご希望の方も、次回の募集告知の後、お申し込みください。 また、受講に際しては以下の4点を予めご了承ください。 ①研修会当日は六法(平成31年版)を必ずご持参ください。小型のもの(「デイリー六法平成31年版」、「ポケット六法平成31年版」等)で構いません。 ②次回以降は日程・講師につき変更となる場合がございます。 ③研修内容が一部変更となる場合もございます。 ④本研修はV. O. D収録は致しません。

申 込 書

平成31年1月15日（火）の研修会「民法（相続法）改正についての研修会（全2回）」

第1回 民法（相続関係）改正 I（配偶者居住権の新設、遺産分割等に関する見直し）」に、受講の申し込みをします。

定員に達したため、募集を締め切りました。

神奈川県行政書士会 FAX 045-664-5027
e-mail gyosei@kana-gyosei.or.jp

民法（相続法）改正についての研修会

第1回 民法（相続関係）改正 I

（配偶者居住権の新設、遺産分割等に関する見直し）

～講義内容～

2018年7月6日に民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号、以下改正相続法）、及び、法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成30年法律第73号、以下遺言書保管法）が成立し、同年7月13日に公布されました。今回の改正は、一部の規定を除き、公布の日から1年を超えない範囲内で施行されます。

民法のうち相続法分野については、昭和55年以来、実質的に大きな見直しはされておりましたが、その間にも、主に高齢化の進展等の社会経済情勢の変化とともに、残された配偶者の保護の必要性が高まっておりました。

今回の40年ぶりの相続法改正は、配偶者の居住の権利を保護するための方策のほか、遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止する等の観点から、自筆証書遺言の方式を緩和するなど、多岐にわたる改正項目を盛り込んでおります。

また、同時に成立された遺言書保管法は、同じく高齢化の進展等に鑑み、相続をめぐる紛争を防止するという観点から、法務局において自筆証書遺言に係る遺言書を保管する制度を新たに設けるものです。

今回の研修では、この改正相続法及び遺言書保管法、改正の概要や趣旨、従来の実務上の取り扱いとの相違点等について、実務家として知っておきたい事項・留意点について解説します。

各回共に今回の改正点の理解には欠かせない内容となっておりますので、個別申込みではございますが、全2回の受講をお勧め致します。

講義各回の詳細な内容（講義の進行状況により、内容を変更することがあります）

第1回 民法（相続関係）改正 I（配偶者居住権の新設、遺産分割等に関する見直し）

1. 民法（相続関係）改正の経緯
2. 配偶者の居住権の保護に関する改正事項
 - (1) 配偶者の居住権の短期的保護（配偶者短期居住権）（改正 1037-1041 条）
 - (2) 配偶者の居住権の長期的保護（配偶者居住権）（改正 1028-1036 条）
3. 遺産分割に関する改正事項
 - (1) 配偶者保護のための持戻し免除の意思表示の推定（改正 903 条 4 項）
 - (2) 預貯金仮払い制度の創設と要件の明確化（改正 909 条 2 項）
 - (3) 一部分割（改正 907 条）
 - (4) 遺産分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産の範囲（改正 906 条の 2）
4. 相続の効力等（権利・義務の承継等）に関する改正事項
 - (1) 相続による権利の承継に関する規律（改正 899 条の 2）
 - (2) 義務の承継に関する規律（改正 902 条の 2）

(3) 遺言執行者がある場合における相続人の行為の効果等 (改正 1013 条 2 項・3 項)

5. 相続人以外の者の貢献の考慮に関する改正事項

(1) 特別寄与者の特別寄与料支払請求権 (改正 1050 条)

～ 以下、次回予定 ～

第 2 回 民法 (相続関係) 改正 II (遺言制度に関する見直し、遺留分制度に関する見直し等)

1. 遺言制度に関する改正事項

- (1) 自筆証書遺言の方式緩和 (改正 968 条 2 項)
- (2) 自筆証書遺言の保管制度の創設 (遺言書保管法の制定)
- (3) 遺贈の担保責任等 (改正 998 条)
- (4) 遺言執行者の権限の明確化等

2. 遺留分制度に関する改正事項 (改正 1042-1049 条)

- (1) 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し
- (2) 遺留分の算定方法の見直し (相続人に対する贈与について)
- (3) 遺留分の算定方法の見直し (遺留分侵害額の算定方法について)
- (4) 遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する見直し (改正 1047 条 3 項)

3. 施行期日

以 上